

第25期 軽井沢町農業委員会 第11回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p style="text-align: center;">開会 14時00分</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第11回総会を始めたいと思います。</p> <p>本日は篠原友紀委員のお父様である、篠原静雄様の葬儀の関係で、市村会長が灰寄に出席しておりますので、本日の総会は欠席いたします。議事進行は土屋会長代理が務めますことを報告いたします。</p>
土屋史彦会長代理	<p>委員の皆様、本日はお集まりいただきましてありがとうございます。さきほど事務局からの報告の通り、本日の議事進行は私が努めますので不慣れではございますがよろしく願いいたします。それでは最初にお礼を申し上げますが、17日に開催されました歓送迎会には多くの皆様にご出席を賜りましてありがとうございます。事務局や町に配属される職員は農業経験がなく、皆様のご指導ご鞭撻を賜りながら業務に慣れて遂行して参ります。このような会を通じて皆様との親睦を深めることで、より一層、その目的が早期に達成できるのではないかと実感しております。今回出席ができなかった委員や他の職員との交流もまた別の機会を設けたいと考えていますので引き続きまして皆様のご参加をお願い申し上げます。</p> <p>さて、5月に入りまして、気温が上昇し暖かい日が続いておりましたが10日は新聞報道等でもございましたが遅霜が発生いたしました。大きな被害はございませんでしたが、今後の農作物生育に影響を及ぼすことが懸念されます。野菜価格について全国的には4月及び5月は高値で取引されている状況もございます。消費者の立場では家計を圧迫しますが、低迷する価格の改善が継続し、農業者の所得が向上することで農業経営を維持し、安定的な食料供給が可能になることを消費者にもご理解いただきたいと考えております。</p> <p>本日、町側の佐藤農林振興係長、佐久農業農村支援センターの佐藤洋一郎係長は欠席でございます。JA関係は後程、私からご報告をさせていただきます。それでは軽井沢町農業委員会第11回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっております。</p>
土屋史彦会長代理	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、11名の出席でございます。市村会長、篠原友紀委員、</p>

	<p>諸星恵美子委員から欠席の連絡がございました。農地利用最適化推進委員7名中、7名の出席でございます。軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
土屋史彦会長代理	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号5番の柳澤友男委員と議席番号12番の坂本雄樹委員の2名をお願いします。次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
土屋史彦会長代理	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委 員	<p>なし</p>
土屋史彦会長代理	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。次に議案第1号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題にします。事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1についてご説明します。次第5ページ、補足資料1ページから15ページ、をお願いします。_____でございます。</p> <p>_____は_____、_____、_____に_____のある_____です。_____は_____、_____、_____に_____のある_____、_____です。</p> <p>_____の_____は、_____、_____、_____、_____は、_____は_____です。_____の_____は_____の_____も_____ので、_____の_____は_____となり。_____でございますが、補足資料4ページに位置図がございましたが、_____の_____にある、_____と_____から_____に_____ほど_____となります。</p> <p>_____の_____は_____で_____の_____がある_____でございます。_____での_____に_____する、_____より_____を_____おりました。_____には_____、_____及び_____があり、_____な_____の_____である_____の_____によりこの度、_____との_____も_____したことから、_____の_____として、5条申請を行うこととなりました。</p> <p>_____は_____による_____となります。町の用途地域区分は_____、_____で、_____による農地区分は、_____になります。</p> <p>それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。ハンドブック4-20ページになります。(農地法第5条第2項第3号)の資力・信用については、_____、_____、_____で_____となり、_____</p>

	<p>_____が_____されております。利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません。次に（施行規則第57条第1号）の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から_____までが工事期間となっております。次に（施行規則第57条第2号）他法令の許認可等については、該当ありません。次に（施行規則第57条第2号の2）行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に（施行規則第57条第3号）の_____もございましたが、問題ありません。次に（施行規則第57条第4号）の申請地の計画面積については、現地の状況や計画図を見る限り問題ありません。次に（施行規則第57条第5号）の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に（農地法第5条第2項第4号）の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており問題ありません。また、（農地法第5条第2項第5号）の一時転用ではありません。以上により議案第1号番号1については許可できない場合に該当しません。</p>
土屋史彦会長代理	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1について担当委員より説明願います。</p>
遠山冬樹推進委員	<p>推進委員の遠山が議案第1号番号1についてを説明いたします。_____の_____に_____の_____、_____と_____で行いました。申請地は_____になっていますが、_____の_____には_____が_____おりました。_____で、_____に_____が_____、_____で、_____もやられていた方です。_____は_____により_____の_____がいるのですが、_____だったり、_____であります。_____が_____したところで、_____の_____から_____を_____して、_____を_____には_____が_____する_____となっております。_____は_____でありまして、_____きます。_____をお願いしました。他に特段問題ございません。皆様の慎重なご審議をお願いいたします。</p>
土屋史彦会長代理	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方は願います。</p>
委員	<p>なし</p>
土屋史彦会長代理	<p>よろしいでしょうか。（他にございませんでしょうか。）ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委員	<p>挙手</p>

土屋史彦会長代理	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第1号番号1は、許可相当として県知事に意見書を送付します。次に議案第2号番号1「非農地判断」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
青木事務局長	議案第2号番号1「非農地判断」をご説明いたします。補足資料16ページから18ページをお願いします。_____からの____による_____についてご審議をいただくものです。____の_____は_____、_____、____は____、____は_____、でございます。____の____は、_____しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。
土屋史彦会長代理	ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第2号番号1について担当委員より説明願います。
坂本雄樹委員	議席番号12番の坂本が議案第2号番号1についてを説明いたします。_____に_____で____が_____していることを確認いたしました。以上です。
土屋史彦会長代理	ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
土屋史彦会長代理	よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。 ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。 賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
土屋史彦会長代理	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA関係は私から報告します。今年度初めての出荷報告をさせていただきます。主要品目のみ申し上げます。レタス10キロは数量が5,370ケース、単価が1,907円、金額が10,242,900円、前年対比で数量が52%、単価が138%、金額が72%でございます。数量が52%ということですが、昨年度は非常に早く出荷が始まりました。今年は3月が非常に天候が悪く、その影響で遅れております。単価が伸びているのは先ほどの挨拶でも申し上げましたが、ニュースなどの報道でも価格が上がっているということで、私個人の意見としては適正価格ではないかと感じております。チンゲン菜は数量が2,188ケース、単価が883円、金額が1,931,300円、前年対比で

	<p>数量が114%、単価が110%、金額が126%。チンゲン菜の場合は昨年と出荷時期がほぼ同じであります。今現在も生育状況も良く、出荷数量も伸びたということでした。合計で数量が9,672ケース、単価が1,514円、金額が14,646,050円、前年対比で数量が64%、単価が119%、金額が76%です。特記事項ですが、レタスの初出荷が4月29日、サニーレタスが5月8日、チンゲンサイが5月6日、ハクサイが5月26日に初出荷ということです。今現在、レタスの出荷状況、先週と比べると徐々に増えまして、今日当たりが約1,000ケースの出荷量となっております。ちょうど被覆がかけてあるところ、ないところが境目のところで、かけてないところは若干、児玉傾向で出荷が伸びていない状況です。発生病害虫ですが、レタス類でセンチュウ類が若干多く出ております。それから軽井沢管内でレタスの根腐れ病ですね、確認されまして皆さんもお気をつけください。今後ですけれども、キャベツは5月20日くらいが初出荷になるかと思うのですが、5月10日の凍霜害の影響を受けているものが、圃場で散見されるということで、今後生育状況にどのように影響してくるか心配されるところであります。活動状況ですが、市場巡回、東京方面は5月9日から10日に行われまして、片山委員も常任委員ということで行っていただきました。低温が予想される時で非常に忙しいときではありましたが、ありがとうございました。レタス、チンゲンサイの目揃会が5月20日に行われました。今後の予定では6月3日に第2回目の役員会が開催されます。それと支所長からですが、日々の数量の報告をなるべく正確にしていきたいと思いますとの報告がありました。いきなり予定数量よりも量が増えて市場に送られても、裁くのが大変だということでそういう要望があったということです。私からは以上ですが、JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。</p>
委員	なし
土屋史彦会長代理	なければ次に(2)支援センター関係、(3)の町関係については担当係長が本日欠席でございますので省略し、(4)の農業委員会事務局関係について事務局より説明願います。
青木事務局長	<p>次第6ページをお願いします。「説明する」</p> <p>それとその他事項で、別紙資料で令和6年度農業委員、農地利用最適化推進委員被表彰者推薦書をご覧ください。これは長年、農業委員会の委員を務められた方を対象として長野県農業会議から11月21日に開催される長野県大会時に表彰されるものでございます。当町でも昨年の改選時に退任された2名が表彰対象となっております。一人目が追分地区選出の小林朝夫さんです。平成23年7月20日から令和5年7月19日までの4期12年、農業委員を務められ、この間、平成29年7月20日から令和2年7月19日まで農政部長を務められております。2人目が下弐地地区の儘田祐助委員です。儘田委員は平成17年7月20日から平成23年7月19日までの2期6年が農業委員、平成29年7月20</p>

日から令和5年7月19日までの2期6年が農地利用最適化推進委員、合計で4期12年、農業委員会の委員を歴任されました。両名とも在任時は新型コロナウイルス感染拡大で行動制限がなる中でも、農業委員会活動に尽力され町の農業進展に寄与されました。詳細については別紙をご覧ください。改めましてお二人の功績を讃えさせていただきます。表彰の種類については長野県農業会議会長表彰となりますので受賞の際には皆様でご祝福をお願いいたします。

次に各種様式における性別記載に係る見直しについてを説明いたします。これは性的マイノリティに関連するものでございますが、いわゆる男性とか女性という表現で区別すること自体が、社会的な情勢からして差別になるのではないかという人権問題が発端となり、現在町への各種申請用紙に記載されている性別欄を原則削除し、町では申請用紙への性別記載をなくす方針が打ち出されました。この件について、各課で該当する様式がないか調査したところ、農業委員会でも性別欄の記載を求める様式がございました。改選時にご提出いただいております、農業委員や推進委員の推薦や立候補に関するものでございます。こちらで今後、性別欄を削除することは可能かを検討し、農業会議にも確認いたしました。農業委員会等に関する法律施行規則第5条により、申請時には推薦でも立候補でも性別を記載しなければならないと規定されております。法律に基づいているものは町の方針が示されていても、性別欄を削除することは不可能である為、引き続きまして性別を記載いただくようになります。農業会議から国にもこの件について質疑いたしました。現時点では、性別欄への記載は必須であるとの返答でございました。背景として農業は女性協議会等を設置して女性農業者の取り組みに特化していることや女性委員の増加を求められていることが挙げられます。今後、農業分野においても多様な性への配慮の視点が重視され、法律改正などで性別欄が削除されれば、町の方針を順守する考えでおりますことを皆様にお伝えします。続いて新聞の切り抜きをご覧ください。これは全国農業新聞に記載されていたのですが、野菜価格形成に関する記事となります。今、国でも野菜価格形成につきまして議論しているような状況で、やはり肥料高、物価高でコストが増大しておりますがそれが価格転嫁できていないというのが問題意識としてあります。本来は市場で価格が形成されますが、やはりそのコスト分を価格に反映させられるような仕組みをですね、次の国会で法案として提出される予定です。いろいろなやり方があるのですが、それを整理して改善されなければ農業者の経営にも影響してしまうということで国が直接動き出していることがこの記事で確認できましたので皆様にも情報提供させていただきます。毎年1月に開催している農業者との意見交換では、昨年は相続に関することをテーマとしたのですが、今年度はこの価格形成について取り上げていけるテーマであるかどうかということを検討しております。意見交換時までにはこの法案の概略が判明してくると考えており、皆様にも直結する問題でありますので、佐久農業農村支援センターの佐藤係長とも相談をしながら随時、皆様にも情報提供をさせていただきます。また皆様からも意見交換で取り上げてもらいたいテーマがありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

土屋史彦会長代理	ただ今の説明に対して何かご質問等がございますでしょうか。
委員	なし
土屋史彦会長代理	その他、全体を通して何かございますか。
委員	なし
土屋史彦会長代理	それでは、第25期軽井沢町農業委員会第11回総会を閉会といたします。 大変お疲れ様でした。
	閉 会 14時53分

--	--